

公益信託認可ガイドライン案への意見（第10回施行準備研究会）

項番	意見者	項目	意見等
1	【岡本参与】	＜第1章P. 3＞	「○ さらに、公益信託の特徴を生かす観点から、まずは、「軽量」の公益信託を中心に記載することとしている。「軽量」とは、単に規模が小さいだけでなく、公益事務の内容が具体的かつ明確であり公益事務の内容について経営判断（受託者の裁量）が大きいこと、公益事務が単一で資源配分等に経営判断（受託者の裁量）を要しないものを想定している。こうした「軽量」の公益信託について、できる限り、「重要性の原則」に従った考え方を明確に示すことを通じ、使いやすい「軽装備」の公益信託の実現を図るものである²。こうした「軽量」、「軽装備」なものを中心とする公益信託が、法令に基づき一定のガバナンスが確保された公益法人制度（公益法人に対する指定寄附や、いわゆる冠基金を含む。）とあいまって、多様な公益活動が実現すると認識している。」 ➡重要な方針であり、この視点から、以後の記載をチェックしていただきたい。ということは現時点ではこの表現に沿ったガイドラインになっているとは言えないと考えられるからである。
2	【岡本参与】	＜第1章P. 5＞	「経営判断」の定義がない限り、この言明は、適当とは言えない。受託者には信託の本旨にしたがってこそ、事業遂行上の裁量を行使しなければならない。「経営判断」という曖昧な表現を使うべきでな

			い。 6 頁には「信託行為に従った受託者等の自律的な判断などを最大限に尊重」とある。この「信託行為に従」うことは当然の前提であるが、「受託者等の自律的な判断」と「経営判断」との差異は不明確である。
3	【岡本参与】	<第 1 章 P. 6>	「一方、受益者が存在する通常の信託においては経済的に直接の利害関係を持っている受益者が利益の最大化を図ることにインセンティブを持つことに比べ、公益信託において実効的なガバナンスを構築することは、必ずしも容易ではない。このため、公益信託が適正に運営され、社会的信用を確保していく上で、行政庁による審査や監督は重要な意義を持つ。」 ⇒「このため」信託管理人が置かれ受益者に代わって受託者の信託事務を監督し支援することが、まず第一に公益信託のガバナンスの要諦である。それらを補完し支援するものとして、第一に、情報公開の義務付けが行われおり（10 頁等）、第二に、「公益信託が適正に運営され、社会的信用を確保していく上で、行政庁による審査や監督は重要な意義を持つ。」信託管理人という民間の公益信託自身のガバナンスの構造、さらに市民社会による監督の機能を民間非営利セクターにふさわしく強調すべきである。いずれにせよ、私有財産の私人による利用が本質であって、①そのための有益な法的ツールを提供し、かつ②税制上の優遇を与える、という構造が公益信託法の構造である。税制優遇からのみ行政上の監督権限がもたらされているかのごとき理解は誤っている。このような基本理解から他の記述もチェックされてよい。
4	【岡本参与】	<第 1 章 P. 8>	「都道府県知事が行政庁である場合は、合議制機関が当該権限を行使することとされている（同条第 2 項）。」

			➡この点は、特に強調する必要がある。分散管理の場合に行政庁の認定や認可の権限が、旧主務担当部に「補助執行」（地方自治法第180条の2）させるなどのことが行われているが、合議制機関の監督権限があたかも知事の権限であるかのように取り扱われている。この点については、公益法人においても法令違反の可能性が高く公益信託においてもそのまま行われる可能性が高いことから、内閣府から「是正要求等」を含め法令順守を求めるべきである（10-11頁。公益信託法第43条）。
5	【岡本参与】	＜第1章P.11・12＞	「特に、申請者に対して申請内容の見直しや申請の取下げを求め、又は受託者に対して信託行為や公益事務の内容の見直し等を求める場合には、行政手続法の規定にのっとり、適切な対応をしなければならない。」「申請の取下げ又は変更を求める」 ➡「申請内容の見直しや申請の取下げを求め」ることはできない。「見直し」は、こういう内容がないと不認可になる可能性が高いという情報提供（「指摘」）であり、「取下げを求める」のではなく、不認可の可能性を伝え認可条件に適合する申請とすることが困難な場合に取下げもあり得るという情報提供（「指摘」）を行うにとどまる。行政庁は決して「取下げを求め」ることはできない。
6	【岡本参与】	＜第2章P.1＞	「受託者にほる工夫が想定される事項」 ➡「受託者による工夫が想定される事項」
7	【岡本参与】	＜第2章P.1＞	「委託者の意思により、信託行為に詳細に記載し、あるいは、受託者のガバナンスを前提に公益法人と同様の裁量を認めることも可能であり、」 ➡「受託者のガバナンスを前提に公益法人と同様の裁量を認めること」とあるが、どの程度のガバナンスの仕組みとどの程度の裁量を受託者に許容するかはともに原則として委託者の判断であり、信託本来

			の簡素なガバナンス構造を前提に受託者に公益法人と同様の裁量を認めることも、含む。つまり、どの程度リスクを前提に信託を設定するか判断も基本的に委託者の判断である。 もちろん、信託財産を毀損したりすることは当然裁量の範囲に入っておらずこの点での受託者の善管注意義務等の重要性は変わらず、その違反には行政庁は速やかに介入し是正する責務がある点こそ強調すべきである。また特に大規模公益信託など社会的影響が大きい場合には、情報公開性のみならず、行政庁による事前統制の幅が大きくならざるを得ないことは明らかである。
8	【岡本参与】	<第2章P. >2	「公益信託制度は、民間非営利部門が、政府部門や企業を中心とする民間営利部門と相互に自立と協働の関係を維持しつつ、機動的な対応が構造的に難しい政府部門や、採算性が求められる民間営利部門では十分に対応できない活動領域2を担っていくことが期待されて立法された制度である。」「⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があることを公益事務の内容等に応じて確認をすることが求められる」 ➡この点については、すでに意見として提出したので繰り返さない。
9	【岡本参与】	<第2章P.3>	「・ 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合の選定基準、委託する公益信託事務の内容等（同条第12号）」 ➡「・ 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合（信託財産の保存、性質を変えない範囲での利用又は改良、信託事務処理にとって補助的な機能を有する場合を除く）の選定基準、委託する公益信託事務の内容等（同条第12号）」 除外条項を書き込まないと過剰な記載を招きかねない。

10	【岡本参与】	＜第2章P.4＞	「等を記載することとされている。」 ⇒信託報酬については「等」にせず記載すべきではないか。 なお、相対的記載事項については、★をつけるなどして、この叙述の段階で「必要な場合に限る」などの注記をつけるべきだろう。認可条件であるので、特に読む人に誤解を与えない書き方という点で重要。
11	【岡本参与】	＜第2章P.＞	「○ 申請書記載事項は、委託者及び受託者等の了解の下で記載され、記載に従い公益事務を実施するとして行政庁の公益信託認可を受けたものであり、その変更には、原則として、変更認可を必要とする（第1節第4参照）。」 ⇒「認可された公益信託にとって」を最初に入れる。
12	【岡本参与】	＜第2章P.5＞	「国民に対する約束」については、すでに意見を出しているなので、参照されたい。なお、公益信託を利用する場合には、NGO 関係に限らず、海外からの信託財産の委託（災害関係は特に多い）や海外での事業実施も考えられる。また、外国人も受託者・委託者になりえる。税制上の視点からは国税との関係があり「国民」概念の可能性はあるが、公益信託はより広い公益性を視野に含むものである。あえて言えば市民社会との約束であるともいえる。国家や国民に限定されない。なお、「「国民に対する約束」として公益事務のコンセプト」（5）とあるが、文が長く不明確である。そもそもコンセプトなのだろうか？

13	【岡本参与】	＜第2章P.5＞	「公益事務の規模や詳細設計など、受託者が実情に応じて判断すれば足りる事項は、事業計画書等に記載することを原則とする。」 ⇒この文脈での「事業計画書等」は認可申請において提出される書類であり、毎年の事業計画書ではないと理解している。その場合、認可申請書に添付される「事業計画書」の記載事項の変更は変更認可の対象ではないという理解でよい。その点を確認したい。
14	【岡本参与】	＜第2章P.6＞	「○ 申請書記載事項として明らかにすべき内容は、下記「(2) 記入要領」に記載のとおりであり、公益信託認可の審査に当たっては、申請書記載事項に加え、事務の公益性等に関する説明、事業計画書等5に記載された具体的な公益事務の内容等により、公益事務該当性を判断する。」 ⇒上の段落では、記載することを原則とする、と書かれており、記載の主語は申請者であるが、「判断する」の主語は行政庁（合議制機関を含む）である。主語が移り変わる点を整理したい。
15	【岡本参与】	＜第2章P.6＞	「5 「事業計画書」以外に、受託者が策定し、公表（原則）する各種規程、募集要項などを含む。その場合、事業計画書への添付を求める。申請時において、事業計画書等に記載がない場合は、申請書とは別に「行政庁が必要と認める書類」として詳細の情報を求める。申請書には、受託者が守るべき約束として、「○○については事業計画書等に記載し、実績を事業報告に記載する」旨を記載するよう求める。」 ⇒法令事項の、恣意的な拡大である。「各種規定、募集要項」などまで含めることを認可要件とするようなことは、避けるべき。特に「各種規定」はその重要性において多様であり、「含む」という一般的表現は妥当ではない。公益信託事務遂行にとって重要かつ不可欠な規定であれば、「その他の書類」と

			して求めればよい。「募集要項」に至っては、あまりに詳細すぎるし、助成型のみを念頭に置いた表現で妥当ではない。ボランティアの募集、寄附の募集、インターンシップの募集、子ども食堂における子供の募集、自然遺産管理における体験学習者の募集、博物館における見学者の募集等、多様な「募集」が存在する。また、「事業計画書等に記載がない場合は、申請書とは別に「行政庁が必要と認める書類」として詳細の情報を求める。」ことを行政規範とすべきでない。公益認可について重要かつ不可欠であると考えられる最低限の書類に限定すべきである。
16	【岡本参与】	<第2章P.6>	「公益事務の内容について、事務の外延を画し、公益事務としての性格を担保するために必要な基本的事項が記載されている必要がある。」「公益事務としての外延が画されておらず、内容が不明確である」 ⇒「外延」という哲学（論理学）、あるいは数学の集合論等で使われる用語が出ているが、適当ではない。外延とは、「論理学で、概念が適用される事物の集合」「概念の内包に該当する具体的な物事」等とされるが、具体的な信託事務事業をすべて挙げることは不可能である。外延という概念は、基本的に例示的にしか記述できない。「事務の外延を画」す、「公益事務としての外延を画す」ことの必要性は、法令には何らでておらず、恣意的な一つの解釈にすぎない。どのレベルまでの詳細な記載が公益認可において必要かは、社会通念上ある程度具体的な公益事務が想定されることで足りる。また、注記にあるように「募集要項」まで確認しないと判定できないような詳細さを決して求めるべきではない。 例えば、化石燃料に代わるエネルギーの探求を公益信託目的として掲げた場合、実に多様な事業の可能性が想定される。信託行為において、地熱発電や風力発電での事業を行うなどと書かれる場合もあるかもしれないが、書かれない場合に公益信託として認めないとは言えない。多様な可能性があるなかで、どの手段に力を入れるかが社会変化・技術進化を視野にいれて受託者に任されている場合も十分に

			あり得る。当面、数年間は実験的にいくつかの手段を対象に事業を行うがそののちはその結果を判断して変化させていく、ということも十分に考えられる。「事務の外延を画す」と安易に書くことは、この可能性を閉ざし公益信託の持続性を危うくする。むしろ、公益信託事務のあえて言えば内包を記載することが、事務の将来的発展性を考えると重要だともいえる。例えば、自動車と自転車の研究開発とするよりも人間の空間的移動を可能にする交通手段の研究開発とする方が、技術進化を前提とすれば公益信託にふさわしい。外延を求めることは公益事務の未来を閉ざすことになりかねない。
17	【岡本参与】	<第2章P.6>	「ただし、収益や共益を目的とする事務等をまとめることはできない。なお、一つにまとめた公益事務の一部に公益性が認められなければ、全体の公益事務該当性が否定されることに留意する。」 ⇒「公益事務を行うことのみを目的とするもの」（第2条、第4条）が、公益信託であると法定されている。この目的性要件は重要であるが、この目的のための手段性を持った事務の範囲については必ずしも明確とは言えない。たとえば公益信託事務のために受託者に雇用されている職員の福利厚生を充実することは、公益信託事務を目的とした労働をよりよく行えるようにするため、という手段性を持つが、直接的には公益信託事務を行うこととは言い難い。この文脈では、むしろ「収益のみを目的とする事業や共益のみを目的とする事業は、公益事務に該当しない。」あるいは「公益信託は、公益事務を行うことのみを目的とするものであり、収益事務（事業）及び共益事務（事業）を行うことを目的とすることができない。」ということが明確である。「したがって、公益事務と収益事務（事業）・共益事務（事業）を行うことを混在した目的とすることもできない」ともいえる。
18	【岡本参与】	<第2章P.6>	「○ 申請書においては、例えば、「信託行為第●条参照」とするなど、必要情報が信託行為のどこに記載されているか明らかにすることを想定している。」

			⇒「「信託行為第●条参照」とするなど、必要情報が信託行為のどこに記載されているか明らかにする」というのは、法的義務ではなく事務上の都合である。「想定」するのは自由だが、義務付けではないことを明確にすべき。市民に法条文の参照注記を求めるのは論外である。内容的に法定事項が網羅されていれば合法である。なお、法定事項について、項目ごとに記載されているかを問うこと自体は妥当であるので、そのようなフォーマットを作ればよい。
19	【岡本参与】	<第2章P.6>	「申請書においては、信託行為に記載された公益信託の目的が公益信託法別表に掲げられたどの公益目的に位置づけられるか、説明する。」⇒「説明する」の主語は申請者であるはずである。もし行政庁向けであるなら「位置づけられるか、確認する」であろう。フォーマットにどの別表目的に該当するかチェック欄を設けるだけでよい。
20	【岡本参与】	<第2章P.6>	「公益事務の内容が、端的かつ簡潔に明らかにされる必要がある。」 ⇒「端的かつ簡潔に明らかに」するか「丁寧に詳細に明らかに」するかは、申請者の自由である。行政庁は国語の教師ではない。
21	【岡本参与】	<第2章P.6>	「公益事務の外延が明確にわかる必要がある」 ⇒「外延」という言葉は使うべきでない。
22	【岡本参与】	<第2章P.7>	「受託者が、信託行為に従いつつ、毎年の運営状況に応じて決定すべき事項（対象者の具体的範囲や数など）は、事業計画書に記載するとともに、実績を信託概況報告に記載する旨を明らかにすることとして差し支えない。」

			⇒この「事業計画書」は申請書の添付書類なのか、毎年の提起提出書類であるか不明確である。申請時添付書類であれば、「毎年の運営状況に応じて」書かれるべきことであり、例えば社会変動がある場合には記載ができない場合もあることも念頭に置くべきである。「差し支えない」ということは記載がなければ「差し支える」ということで、義務化の表現である。なお、なお次項でもあるが、「差し支えない」という表現は、現代の行政権力保持者が使うべき表現とは思われない。「信託行為に十分な記載がない場合に、信託行為を補足する記載を置くこともできる」とでもすべきだろう。 文学表現ではないので、表現の多様性は必要ない。
23	【岡本参与】	<第2章P.7>	「ただし、信託財産の抛出を段階的に実施することに合理的な理由がある場合などで、公益信託の設定当初において公益事務の一部を実施しないことに特段の理由がある場合は、申請書において当該理由及び公益事務を開始する時期の見込みについて明らかにするものとする。」 ⇒順次公益事務を実施することなどは、委託者の裁量か、あるいは受託者の裁量である。もちろん、実施しないという裁量はないが、すべて初年度から実施することなどは当然の前提ではなく、「特段の理由」などは必要としない。例えば、受託者の体制が整ってから順次実施する、というようなことは当然に考えられる。財産が信託された時点ですべての事業の実施時期が明確である方が例外的であるともいえる。法人の定款での事業の記載のように、将来実施するつもりの事業を列挙する、あるいは実施が望ましい事業を列挙するが実施は将来に任せるという委託者の意図もあり得る。この点、法人の定款上の事業の記載と信託行為における事務の記載との間に差をつける必要があることは、少なくとも法令上明確ではなく、ガイドライン水準で義務付けを行うことはできないだろう。

24	【岡本参与】	<第2章P.7>	「同一の趣旨・目的の下、同種の公益事務を複数行うことが想定される場合は、事業計画書等への記載を前提に、申請書には端的かつ簡潔に記載する。」 ⇒「同一の趣旨・目的の下、同種の公益事務を複数行うことが想定される場合は、申請書にはまとめて単一の公益事務として記載することが推奨される」であろう。事業計画書等への記載は「前提」とする、ということは、義務化するということか。「同種の公益事務を複数行う」場合の事業計画書等への書き方には申請者の裁量の範囲である。なお、「端的かつ簡潔に記載する」など国語表現の強制はできない。「望ましい」の水準であろう。
25	【岡本参与】	<第2章P.7>	「○ 幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う公益事務（当該事務が法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「法人税令」という。）第5条第1項に掲げる事業その他の収益事業に該当する場合、「公益性」を有するものに限る。以下「付随的事務7」という。）については、事業計画書等への記載を前提に、記載不要とする。付随的に行う公益事務の規模が大きくなると想定される場合は、当該事務の趣旨・規模等を明記する（詳細は事業計画書への記載で可）。なお、付随的事務は、幹となる公益事務の効果的な実施等のために行われる公益事務であり、幹となる公益事務が実施されない場合には実施されることがないものが想定される。」「7 「付随的事務」は公益性を有する事務が前提になるが、チェックポイントを異にする公益事務も含まれる。申請書に記載しない場合、チェックポイントに該当する旨の説明も不要である。8 当該事業が「公益性」を有する公益事務に該当するものに限る。」 ⇒「付随的事務」概念を用いて、「公益目的事務を行うことのみを目的とする」という法の規定に違反しない限りで収益事業の実施を認めるという趣旨は非常に望ましく、支持する。それを「付随」性がある

		るかどうか、という判定基準を用いることにも賛成する。ただし、説明は混乱を招く記載であると考え る。この表現では、「付随的事務」には、①付随性、②小規模性、③法人税法上の収益事業性、④「公 益性」、の要件があるように読める。しかし、小規模性については、後段で「大きくなると想定される 場合」が認められており、要件でないように読める。 ③がない場合には、記載が必要というようにも 読める。③がない他の条件を満たした事務はどうなるのか不明。そもそも、③がなければ一切の記載が 不必要という意味か。③の要件があっても、①、②、③であれば記載は不必要という意味か。いずれに せよ、文意が不明確である。 むしろ、①要件、つまり公益事務の目的性の範囲内であれば（つまり付随的であれば）直接的に④が なくても、②であれば（関係ないがもちろん③であっても）記載を要件に許容される、ということを追 求めたい。この場合、②要件については具体的に財務的に規模として明確化すべきである（後段で1割と いう基準の記載を発見したが、整理して分かりやすくすべきである）。 なお、繰り返すが、③は認可要件とは関係がない。公益法人でも、公益認定法上の収益事業概念と法 人税法上の収益事業概念との間で混乱が見られることがしばしば存在する。認可条件に係るガイドライ ンで法人税法上の収益事業概念を入れることは不必要かつ有害であると考える。 整理すれば、下記のような規制が望ましいと考える。 1、公益事務自体の収益性が高いか、法人税法上の収益事業概念に該当するかには関係なく、公益事務 自体の公益性判断はされるべきである。 2、公益事務に対して付随的である収益事業を行うことは、許容される。
--	--	--

			3、「付随」性の判定は、a, 公益事務を行うという目的のもとに行われており（目的従属性）、かつ b, 小規模であるということにより行われる。 4、「小規模」性は、信託事務全体の支出に対する規模別で具体的判定基準を明示する（支出規模〇〇円以下であれば、△△円以下の規模、支出規模〇〇円から〇〇円までであれば△%以下、支出規模〇〇円以上であれば□□円以下、のような基準が望ましい）。ただし、事業規模が拡大した場合の取扱いについては別途確認。
26		<第2章P.7>	「○ 法人税令第5条第1項に掲げる事業その他の収益事業8を公益事務として実施する場合には、申請書への記載を要するものとする。その際には、当該事務を公益事務として行う必要性・公益性の意義等について記載する9。○ 幹となる公益事務内容と類似する公益事務を営利企業等が行っている場合には、公益事務としての特徴を記載する。」 ➡法人税法上の収益事業該当性は、税務当局が判断することであり申請者の判断を記載する義務はない（実際判断に困ることも多いし、法的争点も存在する）。少なくとも記載は公益信託法上の義務はなく、認可条件ではない。該当性の判断が税務当局の判断と異なっても、不認可にすることもできない。また、「当該事務を公益事務として行う必要性・公益性の意義等について記載」は、すべての公益事務について該当することであり、法人税法上の収益事業該当性とは関係がない。「公益事務としての特徴」の記載についての見解は、別途すでに出しているので参照されたい。

27	【岡本参与】	＜第2章P.7・8＞	○ 事務を受託（請負を含む）により行う場合は、委託元との受託内容が事業計画書（事後的には信託概況報告）において確認できることが必要である。補助金等が交付されている場合（補助金等の申請を予定している場合を含む。）は、原則として、事業計画書により確認できることが必要である。 ⇒委託事業の実施については、年度開始前に事業が取れていない場合も多く、事業計画書に具体的には書けない場合も一般的に想定されるし、具体的な記載は受注のための競争上不利になる可能性もあるなお、補助金等についても同様である。当該年度にいくつかの補助金・助成金等に応募することは内定していても具体的公開は望ましくない場合も多い。民間事業は、行政における予算執行と同様なバジェタリーサイクルで回っているのではない点を踏まえるべきである。。なお、申請時における認可条件を説明する場所で、年度ごとの事業計画書についての記載が出てくることは混乱を招く。
28	【岡本参与】	＜第2章P.8＞	「具体的な価格等は事業計画書に記載」 ⇒そのような詳細まで記載させる必要は全くない。事業計画書は申請時のものか、毎年のものか不明。申請時のものとすれば、単年度ではなくますます記載は困難であるし弊害を招きかねない。単年度であって、例えば受注以前の委託事業などの場合を考えれば価格記載を求めることは非常識であって「原則」とすべきではない（但し書き的表現が下にあるが「原則」とすること自体が不適切）。
29	【岡本参与】	＜第2章P.11＞	事業計画書は、単年度事業計画であるが、これでよいのか。また助成が事例であり、一般的な事業には適切とは言えないのではないか。
30	【岡本参与】	＜第2章P.>	信託行為の目的や事務が抽象的である場合などには、当該公益事務が信託行為の内容や目的に根拠があるかの判断ができない可能性があることを踏まえ、信託行為には具体的に記載する必要がある。」

			⇒信託行為の記載の具体性の程度の問題であるが、信託行為で判断できない場合には申請書内容で補足することを別の個所で認めており、その点を踏まえた記載にすべき。この記載は妥当ではない。
31	【岡本参与】	<第2章P.14>	例1：この公益信託は、在宅療養中の患者が安心して療養生活を過ごせるよう訪問介護事務その他療養中の患者を支援する公益事務のみを行い、もって、県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。 例2：この公益信託は、〇〇県の大学の在学学生で成績優秀で向学心を有する者に対し、学資の支給等の公益事務のみを行うことにより、青少年の健全な育成に貢献することを目的とする。」 ⇒例示が「公益事務のみ」と記載されているが、適切ではない。法は、「公益事務のみを目的とする」（2、4、8条）ことを求めているが、特定の公益事務「のみ」を行う限定性は求めている。法令解釈の誤った形での適用であり、無視できない。もちろん、付随的な公益事務も当然にあるし、法文上も、「公益事務のみを目的とする」と「公益事務のみを行う」とは全く異なる。 念のため例示すれば、特定非営利活動促進法第2条における「主たる目的としなない」、「目的とする」、また第45条の「活動を行っていない」とは明らかに異なる規制である。「公益事務のみを目的とする」という規定と「公益事務のみを行う」とは全く異なる内容である。
32	【岡本参与】	<第2章P.14>	「○ 収益性の高い事務を公益事務の一部として実施する場合は、①及び②を満たす必要がある。 ① 幹となる公益事務の趣旨・目的のために実施されるものであること

			② 当該公益事務の規模・内容・実施の態様が、幹となる公益事務の趣旨・目的に即したものであり、かつ、必要な範囲を超えて行われないものであること」 ⇒ 1、「収益性の高い事務を公益事務の一部として実施する場合」をあるが、本来「収益性」が高いか否かは、公益事務判定において問題とはならない。もともと公益法人においても、収益性が高いかは認定基準になく、同様に公益信託においても基準にはない。新しい判定基準を設けるべきではない。収益性が高い場合には、中期的収支均衡規定によって、また他の財務基準によって、剰余金が公益事務そのものの拡大、新規公益事業の実施、質の改善などに向けられることが求められている。なお、「収益性が高い」かどうかは、税法上の収益事業か否かとも関係がない。 2、「幹となる公益事務」という概念が不明確だが、公益事務を遂行するために付随的には収益事業（法人税法上の収益事業概念ではない）を行うことを認める、という趣旨であれば、その点を明確に整理すべきである。
33	【岡本参与】	<第2章P.>14, 15	「○ 営利企業等が行う事業と類似する公益事務については、なぜ公益事務として当該事務を実施する必要があるか、当該事務を通じてどのように社会に貢献しようとし、そのためにどのような態様で当該事務を実施しようとしているか等を確認する。その結果、公益事務としての特徴がなく、営利企業等による類似事業の実施状況を勘案して、高い税制上の優遇措置を受けるなどの社会的なサポートを受けてまで公益事務として実施する意義が認められない場合には、公益事務として認められない。」

			➡この点については、すでにこれまでの会議で提出した意見書で見解を述べたので繰り返さない。単に税制優遇の点のみならず、収益を目的とせず、財務三基準や公開性の基準など厳しい監督を受けている法人が同一事業をあえてすることの意味も勘案すべきことも付加すべきだろう。 「なお、公益事務として実施する意義については、多くの営利企業が社会貢献活動を行い、あるいは社会貢献を目的の一つとして活動を行うなど、同じ分野で、様々な種類の法人等が切磋琢磨しながら活動している実態に留意し、公益事務として実施しようとする地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、公益信託の目的との関連性（公益事務が複数ある場合、いたずらに個別事務単位で切り出すのではなく、公益事務全体として判断する。）を踏まえて判断する。」 ➡上の段落での記載を緩和する趣旨であり、重要な記載だと考える。前段については、受益者の市場での脆弱性や市場サービスの不足など、後段についても、複数の公益事務の受益者に一体性がある場合など、「個別事務単位で切り出」して「営利企業等による類似事業」であると断定するようなことがないようにする、と例示を含め明確に書くことが必要である。
34	【岡本参与】	<第2章P.15>	「募集等を行う場合は、具体的な募集等の方法に照らし、実質的に一般に開かれていると言えるかを確認する（信託行為に定められていない場合には、募集要項など募集等に関する資料の提出が必要）」 ➡募集要項など具体的でなくても、申請書に記載されていればいいのではないか。（添付書類などを増やさない規制を目指すべき）
35	【岡本参与】	<第2章P.16>	「例えば、博物館の場合、開館時期がほとんどない（休眠）場合には、通常開かれているとは判断しない。」

			⇒基本的には妥当な事例だが、小さな地域の文化遺産などの場合には、その公開のための常駐者が存在しない場合もあり、事前予約などの制限があり、実際に訪問する人々が少ない場合も存在する。基本的には、予約を開かれた形で受け付ける体制があり、不当に制限していない場合には問題はない。
36	【岡本参与】	<第2章P.18>	「重大な不利益が発生するリスクのある公益事務について、当該リスクに応じた対応が確保されているかを確認する（申請に係る審査時には、事案に応じ、通常、個人情報保護、安全性確保、事業の透明性確保、不正防止、犯罪・違法行為防止、財産保全及び募集等に関する規程の提出が必要。）。」 ⇒1、「重大な不利益が発生するリスク」とあるが、「不利益」の問題ではなく人権侵害やなどを含めた視野が必要である（例えばイギリスのチャリティでの serious incidents の報告義務の対象等は参考になる）と考える。ただし、だからいろいろ規定を作るというのは短絡的でもある。事業上多様なリスクがあるが、信託事務の規模や性質によってその「規定」の必要性が決まってくる。 医療や社会福祉事業など典型的に、専門職員資格や規定等の整備が必要な類型もあるが、それらは業法によって求められる場合があり、その場合は事業規制の方で対処されているので、また出させる必要はない。「通常、・・・規程の提出が必要。」として、多くの「規定」が「通常」「提出が必要」とされているが、「通常」の基準は「事案に応じ」異なる。 一般には、リスク評価がなされ、対応案が検討され、一連の対応手段が決定され実行され、対応案が修正され、定着する、事例によるリスク評価の見直しや対応案の検討が繰り返されるという、一連のプロセスになるだろう。その中には専門性を持った職員の採用や保険の契約等も入るかもしれない。例え

			ば３人で事業を回している場合には、「規定」というよりも申合せやチェックリスト等が使われることも多いだろう。「規定の提出が必要」とするよりも実質的な点を確認したいところである。
37	【岡本参与】	<第２章P. 19>	「るかこ（公益信託事務の遂行能力）等の観点から慎重に審査されることになる。」 ⇒タイプミス 「るか（公益信託事務の遂行能力）等の観点から慎重に審査されることになる。」
38	【岡本参与】	<第２章P. 21, 22>	「また、公益事務該当性を申請者及び行政庁が容易に確認できるよう、チェックポイントに該当する旨の説明について、申請書において記載を求めることとしている。これらは、申請書記載事 22 項そのものではないが、公益事務該当性について説明責任を果たすため、公益信託規則第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる書類の一部として、継続的に作成する必要がある。」 ⇒「申請書記載事項そのものではない」のだから、「望ましい」の水準であり、「求める」のは法令の範囲を超えている。「記載事項そのものではないが、」「記載を求める」のはおかしいのではないかな。お、備え置き書類として置くことも望ましい水準にとどまる。22 ページにある「上乘せの審査」に該当しないか。
39	【岡本参与】	<第２章P. 23>	「重大な不利益が発生するリスクのある事業について、当該リスクに応じた対応が確保されているか。」 ⇒「重大な不利益」についてはすでに言及した。

40	【岡本参与】	＜第3章P. 1＞	「○ 信託行為又は申請書に記載された「公益事務の種類及び内容」の内容に、公益事務として認められない事務が含まれている場合には、公益事務をのみを目的とするとは言えない。」 ⇒「公益事務の種類及び内容」の記載において、「公益事務を行うことのみを目的と」することを前提に、付随的に収益を得る目的で行われる事業が入る可能性はガイドラインの他の場所でも許容されているのではないか。この点、丁寧な説明をつけて、簡単に禁止だけを全面に出すべきではない。
41	【岡本参与】	＜第3章P. 1＞	「○ 受託者は公益信託の管理のために必要不可欠な事務を除き、信託行為に定められた公益事務以外の事務を行うことは、一般に、受託者の権限違反行為に該当すると考えられる。」 ⇒受託者の固有業務も存在するので、誤解を招きかねない。たとえば、「は信託財産を用いて、受託者信託行為に定められた公益事務以外の事務を行うことは、一般に、受託者の権限違反行為に該当すると考えられる。もちろん、信託財産を用いることのない受託者の本来の事業を行うことは妨げられないことは言うまでもない。」というような記載はどうか。
42	【岡本参与】	＜第3章P. 1＞	「1 これは、公益信託において区分経理等の複雑な会計処理を不要とするとともに、受託者が、収益人として、信託行為に定められた目的からかけ離れた信託事務を受託者が行うことを排除する趣旨とされている。」 ⇒注記だが、「収益人」とは何か。「収益人として」⇒「収益事業を行うことによって」などはどうか。
43	【岡本参与】	＜第3章P. 2＞	「○受託者の能力は、受託者が複数ある場合には、信託行為に記載された各受託者の職務に関する規定（公益信託規則第1条第11号）を踏まえ、受託者全体で基準を満たすか否かが判断される。合議制機

			関の設置（同条 13 号）や公益信託事務の委託（同条 14 号）により受託者のガバナンスや専門性等は補完され得る（第 4 章第 1 節第 2（15）参照）。 この基準は、公益信託事務を処理する全体的な体制、例えば、信託管理人の職務及び能力や、公益信託事務の事業計画全体の事情を考慮して、当該受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な「経理的基礎及び技術的能力」があるかが審査されることとなる。」 ⇒整理してはどうか。受託者の能力とは、①受託者（個人や法人等）が合議制機関や委託などを含め全体として能力を持っていればよい。②受託者が複数の場合は、全体としての能力があればよく、個別の能力を問うものではない。受託者間での信託事務の分担が可能であり、共同受託によって多様な能力が生かせる可能性もある。
44	【岡本参与】	<第 3 章 P. 3>	「・ 寄附金（追加信託を含む。）収入については、追加信託や第三者からの寄附の受入れの見込みや借入の予定があればその計画について情報を求め、公益信託の規模に見合った公益信託事務のための収入が適切に見積もられているか確認する。」 ⇒「寄附の受入れの見込み」については、過度に根拠を求めるべきではない。特に少数の方からの寄附の約束のような場合には「見込み」も立てやすいが、大衆募金やクラウドファンディングのような場合には、「見込み」はやってみなければわからない場合も多い。事業開始時期の基幹的事業費について、大衆募金で行うというような事業計画は危ういだろうが、当初 3 年間で信託財産で手当てし、そののちは募金・寄附による事業継続を図るというような計画もあり得るし、そのような場合に過度に「寄附の受入れの見込み」を問うことは現実的ではない。この点を配慮した記載にすべき。なお、基本的には、事務の成功失敗は、基本的に委託者と受託者の責任であって、行政の責任ではないし、それらを含めた

			責任を取ろうとすれば民間の自発的チャレンジを否定することになる。この点は、原則的見地として明らかにすべきだと考える。(基本的に本来の公益目的を隠れ蓑にした設立についてのチェックは重要な行政の責務でこの点を見逃すべきではない(その意味では財産規模に関わらず重要)が、事業能力のチェックについては基本的な水準でよい)
45	【岡本参与】	＜第3章P. 3＞	「約束 なお、寄附等の意思及び能力がないことが明白であるなど寄附等の確実な履行が見込まれないにもかかわらず、寄附等を約束する文書を提出して公益信託認可を受けることは、不正の手段により公益信託認可を受け」 ⇒「約束」が校正ミス。 また、「なお、将来の追加信託の明確な意思がある場合、また共同委託の委託者の追加を行う意思や予定がある場合には、信託行為に記載することが将来の紛争を避けるためにも重要である。」などの記載があってもいい(記載場所は信託行為についての記載場所が妥当だろう)。
46	【岡本参与】	＜第〇章P. 4＞ 固有財産について	追加記載を求める。「信託事務は信託財産によって賄われる。したがって、受託者の固有財産については、受託者が破産した場合に信託事務遂行が困難になるという点から確認することが重要であり、それ以上に過度な固有財産の保有を求めることがあってはならない。また、固有財産の状況は、法人も個人も重要な信用情報・個人情報であり、公開対象から省くなど受託者に不利益を与えないよう取扱い上の注意を要する。」
47	【岡本参与】	＜第3章P. 4, 5＞ 分別管理について	分別管理については、信託法第34条第1項但し書きについては、「一時的な猶予」の事例よりもむしろ、固有財産や他の信託財産との一体運用について可能にする信託行為の事例を挙げるべき(運用規模

			を大きくすることによるポートフォリオ運用の収益性や可能性が広がる)。もちろん、持分割合等の明確な記載が必要となる。なお、固有財産との一体的運用の場合、税法上の取扱いが異なる可能性もある点には注意が必要である。 記載場所については、別口座設定、或は帳簿記載のところなど適切なところで。
48	【岡本参与】	＜第3章P.7＞ 経理と「填補」	「○ 不適正な経理等が発覚した場合には、速やかに適正な対応がとられる必要がある。不適切な経理等により信託財産に損失が生じた場合は、受託者は、当該損失を填補する必要がある、信託財産に変質が生じた場合は、原状の回復をする必要がある（信託法第40条）。」 ⇒「てん補」（信託法第40条はひらがなになっている。なお、てん補に意味を示す注記を付すことも望ましい。あるいは、一般に使われている「補填（ほてん）」の方がよい。
49	【岡本参与】	＜第3章P.8＞ 情報開示について	「○ そこで、情報開示の適正性の要素として、財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められていることを求めている。」 ⇒「そこで」という意味は？ 公益法人と比較してガバナンスを同等にする必要は、公益信託では求められていない。
50	【岡本参与】	＜第3章P.9＞ 社員総会の承認等について	「○ 【P】 この点、受託者が法人である場合には、法人として責任をもって作成することが原則であり、合理的な理由がない限り、法人の固有業務に係る財産目録に相当する書類（事業計画、計算書類、事業報告など）の作成権限・手続に準じた権限・手続で作成することを原則とする。例えば、公益法人

			が受託者となる場合において、計算書類の作成は、理事会の承認、監事の監査、評議員会・社員総会の承認等が必要となる。 ただし、①内部統制システムが確立している信託会社その他の大規模法人が受託者となり、必要な委任が行われる場合、②公益信託事務年度と受託者の事業年度が異なり、評議員会・社員総会・株主総会等の承認等を得ないことに合理的な理由がある場合は、公益信託に係る規程等に基づいて作成することも差し支えない。」 ➡すでに、説明資料に基づいて意見書で言及。二重の手続きまでは必要ない。そこまで公益信託法が求めているとは考えられない。法人の場合であれば、一般に担当部局決裁者、あるいは理事長等での承認があればよい。信託管理人による承認を得ているのであって、二重の手続きは必要ない。なお、信託銀行を念頭に置いて後段で規制緩和しているように読めるが、この点に異論があるわけではないが、根拠としては営利企業は公益性の視点からの監督は業務とされていないことには留意すべきである。
51	【岡本参与】	＜第3章P.9＞ 法人監事について	「受託者の会計監査において、公益信託の会計基準が詳細に定められているわけではないため、公益信託に係る計算書類等を法律に基づく監査対象とすることは困難であるが、受託者が管理する信託財産及び受託者の公益信託事務についても調査の対象に加え、不適切な会計処理等が発見されたときは、その旨を受託者及び信託管理人等に対して明らかにすることが望ましい。」 ➡信託管理人が監事的役割をすることが期待されているので、その点を二重にすべきではない。大規模な場合、信託管理人に受託者の監事に対する報告を義務付けるなどの手法も考えられるが、少なくとも一般の公益信託で二重にすべきではないだろう。

52	【岡本参与】	＜第3章P.9＞ 会計業務監督能力について	「軽量の公益信託であって、複雑な経理処理が想定されないような場合には、信託管理人（会計業務について監督する能力が確保されている場合に限る。）」 ⇒信託管理人の会計業務監督能力の有無を判断するのは容易ではない。また、「軽量の公益信託」の場合、専門職に依頼するだけの財務能力がない場合も想定できるが、軽量であるが故に被せて能力を求める必要はない。
53	【岡本参与】	＜第3章P.9,10＞ 規模別規制について	「(ア) 申請時には、経理的基礎を有することを明らかにする書類（公益信託規則第2条第2項第4号）により、計算書類の作成に係る公益信託事務について、公認会計士等の経理の専門家が関与することになっているかを確認する。具体的には、収支予算書における費用の額又は収益の額⁷が1億円以上（注1）の公益信託については、公認会計士又は税理士（これらに準ずる会計事務の精通者（注2））が確実に関与する仕組み⁸が確保されていること、当該額が1億円（注3）未満の公益信託においては、経理事務経験者（営利若しくは非営利法人又は信託に係る経理事務を例えば5年以上（注4）従事した者等をいう。）が確実に関与する仕 ⁷ 収支予算書の収益の額が、信託財産の拠出又は使途を指定した寄附である場合には、当該額を除外した額とすることができる。 ⁸ 計算書類の作成等に当たり、「顧問」や組織内の会計士等に相談している場合は、関与があるとする。 10

			組みが確保されていること、が確認されれば、適切に開示する仕組みが整備されているものとして取り扱う。」 ⇒このような規模別規制を全面展開すべきである。ここでの基準は妥当だが、展開する場合、つまり書類提出義務等の場合には、費用の額又は収益の額が1億円はかなりの規模なので、それ以下の類型も作るべきである。(例えば、費用の額又は収益の額が1千万以下。)
54	【岡本参与】	＜第3章P.10＞ 考慮要素について	「(注3) 収支予算書における費用の額又は収益の額が1億円未満の公益信託であって、信託管理人において会計的観点からの監督能力が確保されている場合には、適正に開示する仕組みの整備に係る判断において、その旨を考慮する。」 ⇒「その旨を考慮する」の中身は？
55	【岡本参与】	＜第3章P.11＞ 財務情報非提出について	「複数回に渡り期限内に開示すべき財務情報に係る書類を提出しなかった場合や、提出してもその内容が著しく正確性に欠け、又は社会通念に照らして明らかに不適切な場合などには」 ⇒こういう場合は公開するといいですね。特活法人の場合公開されていますが、見にくいところがあります。 法人名を入れたら、定期提出書類を期限内に出しているか出していないか、過去3年分ぐらいがすぐに分かるようなwebページの作りがあるとよい。直接的行政規制の前に、公開による市民社会の規制（寄附をする場合の検討材料等）を提供するとよい。

56	【岡本参与】	＜第３章P.13＞ 運営の仕組み	「受託者等に高度な経営判断が求められる場合、コンプライアンス確保が特に必要な事務である場合又は当該受託者についてコンプライアンスの確保に疑義がある場合には」 ⇒どういう事務を想定しているのか不明で、追加的説明要件を拡大する可能性があるのではないか。
57	【岡本参与】	＜第３章P.14＞ 運営の仕組み	「(ウ) その他公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるものの。」 ⇒ア、イ以外ということでこの部分が最も焦点となると思われる（特段の税制優遇がない法人等）。この内容について、次に、「軽量の公益信託」についての記載が、エ、オの場合であれば、ということになる。軽量でない場合には、「適正な運営を確保する仕組み」の内容基準はあるのか。その場合、
58	【岡本参与】	＜第３章P.14＞ 運営の仕組み	「独立した３者以上の信託管理人がいる場合に限る。」 ⇒「独立した３者以上の信託管理人」の意味が不明確。互いに独立した信託管理人を３人（法人）以上作るという意味であれば、過剰。
59	【岡本参与】	＜第３章P.14＞ 運営の仕組み	「信託管理人が原則として「３か月」に１回以上確認する旨を信託行為において定められているもの」 ⇒なぜ「三か月」が括弧書きなのか？ 一般法人法の３か月に一回の業務報告に倣ったと思われるが、１、定款で毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上報告に変更でき、それに合わせた定款を作成している場合も多いので、それに合わせる方がよい。

60	【岡本参与】	＜第3章P.14＞ 運営の仕組み	「○ 「イ アの決定の下で選考その他個別の意思決定」は、公益法人制度において、代表理事や業務執行理事が担っている機能を想定している。」 ⇒12 頁の記載に言及しているのだが、「イ ア・・・」という部分がどこを指しているのか分かりにくい。
61	【岡本参与】	＜第3章P.14＞ 運営の仕組み	「なお、内部統制システムが確立している信託会社その他の法人が受託者であり、信託行為に基づく各種規程が整備され、適正な手続が確保されている場合は、合理的な理由があるものとして取り扱う。」 ⇒「法人の代表者が決定することが信託行為に定められている」ことを要件とすると、信託行為の中にア、イ、ウの区別を記載し、そのうえでイについて記載することが必要になるように読める。そのような記載まで求める必要はない。もともとそのような構造を公益信託は想定していないのではないか。そのような構造を前提として信託行為に記載するところまで求めるのは、信託行為記載内容の規制として詳細すぎる。受託者が法人であれば、下位の役職者による決定であっても法人としての責任が問われる。 また、「内部統制システムが確立している信託会社その他の法人」とあるが、「その他の法人」について「内部統制システムが確立している」か否かはどのように判定するのか？ （ア）の法人のことなのか、それ以外でもあり得るのか？
62	【岡本参与】	＜第3章P.14＞ 運営の仕組み	「チェックする組織・体制などが必要となることもあり得る。」

			⇒これがなければ認可できないということなのか。このような細部まで「必要」というと、行政庁が認可の際に、いろいろあげてこれらの規定を作らなければ認可しません、ということになるが、それは意図しているところなのか。
63	【岡本参与】	＜第3章P.15＞ 運営の仕組み	「上記に加え、公益事務の規模や内容に応じて、「ウ 公益信託事務を実施するための人員・設備その他の体制」が必要となる。必ずしも専属の人員・設備の配置を要するものではなく、受託者の他業務との兼務もあり得るが、そのような場合も含め、当該公益信託事務に従事する体制（人員数等）は明らかにする必要がある14。」 ⇒「当該公益信託事務に従事する体制（人員数等は明らかにする必要がある）のか？ 公益法人でも人員体制まで審査するのか。職員は能力にも差があり、人員体制も大まかには事業計画や予算にはあるだろうが、審査する方がこれだけの人数でできるのかなどの判断はできないのではないか。もちろん事業の法規制から有資格者や人員が決まっている場合には、議論できるが、一般には非常に困難ではないか。
64	【岡本参与】	＜第3章P.15＞ 運営の仕組み	「。○ ガバナンス体制が脆弱な法人や自然人が」 ⇒改行が必要では？
65	【岡本参与】	＜第3章P.15-16＞ 運営の仕組み	「審査に当たっては、法人形態として受託者固有のガバナンスが確保されている場合のほか、共同受託者による相互監督、委託を含めた公益信託事務の処理体制の構築、信託管理人による監督の強化等も含めて、当該公益信託の公益信託事務の適切な処理の仕組みが実質的に確保されているかを確認する。」

			「専門家の関与について」 ⇒実質的に、個人が受託し、個人が信託管理人であるような公益信託は、設立不可能にならないか。 委託者の高い信用を得ている受託者が、合議制機関を置かずその判断で事業を実施したいとしたとき、それは可能なのか。例えば、芸術について委託者がユニークな好みを持っていたとして、その好みを理解し委託者の意向に従って芸術作品の収集や公開を行うとした場合、委託者は一般の芸術関係者ではなく、まさに委託者にその事業を任せたいと考えていたとする。民間の多様な営みを支援することによって育まれる公益性もある。法的にはこれは可能なはずなのに、行政のガイドラインによって不可能になることは避ける必要がある。民間公益は、行政公益と異なって、多様性があることによって実現される公益性こそ民間での公益性の実現のカギとなる点であり、そのような試みが許容される必要がある。委託者の受託者に対する信頼を基本とした「信託の本旨」に再度目を向けるべきではないか。その意味で、ガバナンスや専門家の関与も、一般に望ましいということと、必要である・必置である、という規制とは異なる点を確認した方がよい。
66	【岡本参与】	＜第3章P.17＞ 運営の仕組み	画像は、信託管理人が大きすぎる。受託者が中心になるべき。
67	【岡本参与】	＜第3章P.19＞ 第3 信託管理人の能力	「その一方で、信託管理人に対する評価・監督を行う仕組みは整備されていない（公益法人の場合、理事会や監事の職務遂行が十分ではない場合には、評議員会が評価し、（改選期において）交代させる等により対応される。）。また、信託管理人の選解任について、受託者も権限を有しているなど、信託管理人の監督を実効的なものとするための制度的担保も、法律上は整備されているとは言い難い。」

			⇒このような法律批判は、行政がガイドラインにおいて記載すべきではない。立法者の意思としては、信託というガバナンス上簡便な仕組みを使って、多様で広範囲な民間公益活動を活性化するという点にあるのではないか。また、信託管理人の制度がない諸外国でも民間公益活動に信託は使われており、行政がこれまで財団法人形態の規制に慣れて当たり前としていたからと言って、単純に軽装備性のある公益信託制度を批判すべきではない。
68	【岡本参与】	<第3章P.19> 第3 信託管理人の能力	「受託者の能力以上に重要になることが想定される。」 ⇒過度な表現で不適切だと考える。
69	【岡本参与】	<第3章P.20> 第3 信託管理人の能力	「19 委託者が現に存しない場合には、信託行為に別段の定めがない限り、裁判所のみが受託者を解任することができる（読替信託法第58条第3項、第8項）。」 ⇒ことができる（校正ミス） この注記は必要なのか？ ガイドラインにはふさわしいとは言えない。信託の基本的構造は、委託者と受託者との間の信頼関係が基本であり、信託管理人ではなく裁判所の介入を求めるのは基本的な信託構造の重視ともいえる。シプレ原則に基づく信託目的の変更についても、英米法で裁判所の介入が求められていたはずだが、日本ではよりゆい変更手続きになっている。
70	【岡本参与】	<第3章P.22> 第3 信託管理人の能力	「自然人が信託管理人となる場合には、複数の信託管理人を選任することで信託管理人全体としての監督能力を強化することが想定される。」

			➡「ことが想定される」は、法的義務ではなく「望ましい」あるいは「可能性がある」という点を明確化すべき。
71	【岡本参与】	＜第3章P.22＞ 第3 信託管理人の能力	「信託法の原則は、「委託者及び信託管理人の合意」により選任される（信託法第62条第1項）。委託者が現に存しない場合は、信託管理人が選任することとなる（同条第8項）。信託管理人が一人しかいない場合は、委託者が選任することとなる。ただ、委託者及び信託管理人の双方が不在となる可能性等についても留意が必要である。」 ➡ 第62条第1項は、直接には新受託者の選任規定で、信託管理人の選任規定ではなく、第120条により準用されている。また、読みかえ規定対象であるので、法文解釈が面倒。 そのうえで、「信託管理人が一人しかいない場合は、委託者が選任することとなる。」とあるが、信託管理人を複数置くことが信託行為に定められている場合であって、信託管理人の人数に複数の定めがない場合には、信託管理人が一人いればよく、委託者が選任する必要はない。
72	【岡本参与】	＜第3章P.23＞ 第3 信託管理人の能力	「21 新信託監理人を予め指定することも可能である。その能力については、受託者になる時点で判断することが原則であるが、公益信託認可の時点で明らかに不適切な者が信託行為に記載されているような場合には、監督事務の継続可能性を欠くとして不認可とすることもあり得る。」 ➡「受託者になる時点で」→「信託管理人になる時点で」

73	【岡本参与】	＜第3章P.24＞ 第4 信託管理人の能力	「経理的基礎」と重複する面もあるが、 ⇒重複するので、「経理的基礎」にまとめてはどうか。
74	【岡本参与】	＜第3章P.24＞ 第5 信託管理人の能力	「・ 信託の存続期間を通じて、個人の受託者や個人の信託管理人の任務終了時にスムーズな新受託者や新信託管理人が選任できる体制か。」⇒これは、「信託管理人の能力」にまとめてはどうか。
75	【岡本参与】	＜第3章P.24＞ 第6 信託管理人の能力	「その趣旨を踏まえると、委託者と信託管理人の合意だけで、いつでも公益信託を終了させることができるような信託行為の「別段の定め」について、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものとは判断できない。」 ⇒基本的に妥当だが、「別段の定め」の内容によっては委託者と信託管理人の合意により終了させることができる、という点についてもきちんと書くべき。
76	【岡本参与】	＜第3章P.24＞ 第7 信託管理人の能力	注22の記載 ⇒重要な意味を持つ注記である。そのうえで、この記述を前提として、分別管理及び利益相反・競合行為についての対処について、関連部分への参照を示すべきである。
77	【岡本参与】	＜第3章P.26＞ 3 特別の利益	「特定の営利企業と多額の支出を伴う契約を継続的に行うなど国民の疑念を招き得る行為を行う際には、できる限り情報を開示し、透明性を確保することが望ましい。」

			⇒他の部分での書きぶりでは、「招き得る行為を行う際には、」行政庁に対して「合理的な説明が必要」である、などというのではないか。ここだけ「できる限り」になっているのか、不明。 なお、受託者等が信託目的を毀損し信託財産に損害を与えた場合には、損失補填責任があることなどを記載すべき。
78	【岡本参与】	<第3章P.27> 第6 ふさわしくない事業	「当該事業の不適切な実施が直ちに公益事務の実施に支障となる場合（例えば、児童の健全育成を目的とする公益事務を実施する受託者が性風俗関連特殊営業を行う）で適切な対応が執られない場合」 ⇒ここは文意が不明確。受託者が「法令違反などコンプライアンスが確保され」「不適切な実施」でなく、通常実施されている形態で「受託者が性風俗関連特殊営業を行う」場合はどうなのかが、分からない。この点、困難な記載だと思われるが、再度検討していただきたい。受託者の固有事業についても、「社会的信用を維持する上でふさわしくない事業」規定との関係を整理できるといいのだが。
79	【岡本参与】	<第3章P.28> 第10 公益信託報酬	「24 信託法では、商法第512条（商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる）の適用がある場合のほか、信託行為に受託者が信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合に限り、信託財産から信託報酬を受けることができるとされているが、公益信託について、受託者に信託報酬を支払う場合は、必ず信託行為に根拠がある必要がある。」 ⇒前段の信託法の規定（信託法第54条）と、後段の公益信託に関する規定との関係が、文章上分かりにくい。「されているが」と逆説でつながるが、内容的には逆説か？ ポイントは商法の適用があっても、公益信託では規則第1条15号によって信託行為への記載が必要である点だが、その点を読み取りにくい。単純に、そう書いた方が明確。

80	【岡本参与】	＜第3章P.28＞ 第10 公益信託報酬	信託法の規定を持ってきて「とされている」との記載は不必要。
81	【岡本参与】	＜第3章P.28、29＞ 第10 公益信託報酬	全体として分かりにくい。もっと明確に記載が可能ではないか。例えば以下のような整理の方が明確だと考える。 「信託報酬とは「信託事務の処理の対価として受託者の受ける財産上の利益」である。「対価」には、費用と費用以外の（狭い意味での「報酬」あるいは利益に該当する）部分が含まれ得る。 本来、費用は別途事業費あるいは管理費として明確に取り出すことが会計上望ましい。しかし、実務的に取り出すことが困難な場合には、費用以外の「報酬」部分と合算して信託報酬とすることができる。この場合「公益信託報酬に含まれることとなる費用」（規則第8条）の内容を記載することが必要となる。 それぞれの公益信託における信託報酬の内容（含まれる費用の内容・有無）を前提として、信託報酬が「不当に高額なものとならないように支払基準を定めている」ことが必要となる。 なお、信託報酬は、公益事務割合（第5章第1節第2参照）の計算においては、事業費として取り出されていない場合にはたとえ事業費に該当する費用が含まれていたとしても、管理費として扱われる。」 なお、この理解が間違っている場合には、ご教示願いたい。
82	【岡本参与】	＜第3章P.29＞ 第10 公益信託報酬	「この点は、報酬等と費用とが区別されている公益法人の役員等の報酬等の支給基準とは、考え方が大きく異なる25。」「25 公益法人の役員報酬についても、「お車代」や「弁当代」など注意を要する科目

			はある。また、受託者や信託管理人が自然人である場合は、役員報酬と同様に考えることができる場合も想定される。」 ➡「考え方が大きく異なる」のか？ 費用を外だしする場合と外だししない場合があることを前提に、外だししないことが信託報酬では可能であるが、役員報酬では可能ではない、という理解でよい（外だししない場合でもどのような費用が入っているかは明示が必要）。自然人である場合も、信託報酬については、この理解によれば、外だししないでもよいし、外だししてもよい、ということになる。「役員報酬と同様に考えることができる場合も想定」とあるが、「同様に」という意味は、費用を外だした形で、という意味であると思われるが、かえって混乱を招きかねないので、注記は不用ではないか。書く場合には、「同様に」の内容を明記した方がよい。 なお、役員報酬との関係では2000万円基準について問われる可能性があるかもしれないので、この点について確認しておいた方がよいかもしれない。
83	【岡本参与】	＜第3章P. 29＞ 第10 公益信託報酬	「○ こうした経緯や実情を踏まえ、」 ➡ インデントがおかしいのでは。
84	【岡本参与】	＜第3章P. 34-5＞ 残余財産	信託の併合等についての記載は、必要ないか。詳細に記載しなくてもいいが、併合や分割の可能性については、記載しておいた方がよいのではないか。

85	【岡本参与】	＜第3章P.36＞ 特定資産公益信託	規則第3条で、法の記載よりも限定してしまったので、「寄附」財産が「金銭」であることに限定されているようである。法は、「寄附」財産に「預貯金、国債その他これらに準ずる資産」である場合を含む。 信託行為において、金銭のみに信託財産が限定されているのか、「金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも公益信託規則で定める要件に該当するものに限る。）」なのか、という点で、問題がある。ガイドラインでの記載も法の記載と規則の記載が両方とも出てくるので、明確性を欠いているように思われる。 信託財産の受入れとしては、例えば国債で受入れ、それを金銭に変え、運用を貸付信託にすることが可能なのか、金銭としてでないと信託財産として受け入れられないのか。
86	【岡本参与】	＜第3章P.37＞ 特定資産公益信託	寄附の受入れによって、運用可能財産が増えることについての否定的言及が続くが、従来も寄附を拡大して公益信託を存続させようとする努力はこれまでの公益信託でもなされてきている。むしろ、基本的には公益目的の財産が増えることなのであるから、否定的言及のみではなく、事業の公益性が周知されて持続性が高まったり公益事務の規模が拡大されることについて肯定的な表現を入れるべきである。 また、特定資産公益信託から信託行為の変更によって通常の公益信託に移行する場合についての言及もあってよい。変更認可によって可能になるはず。
87	【岡本参与】	＜第4章P.2＞	「なお、遺言者の意思を的確に表す公益信託とする観点からは、」 ⇒インデント整理

88	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．２＞	「４ 内閣府は、積極的な情報提供や広報活動等に取り組む。」 ➡追加提案。 「都道府県行政庁においても、公益信託が一般に十分に周知されているとは言い難い点を踏まえ、「公益の増進及び活力ある社会の実現に資する」（法第１条）ため積極的な情報提供や広報活動等に取り組むことが期待される。」
89	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．３＞	「想定しない形で公益信託の運営が行われる可能性も排除されない。」 ➡文意から「想定しない形で公益信託の運営が行われてしまう可能性もある。」
90	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．４＞	「・ 相対的記載事項……対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない事項であり、」 ➡校正ミス「・ 相対的記載事項……対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない事項であり、」改行も調整必要。
91	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．４＞	「「利益相反行為」を予定していない公益信託」 ➡「利益相反行為」を事例とするのであれば、注記（該当箇所参照注記でもよい）か事例が必要ではないか。例えば、「事例：受託者の本来業務で使っている事務所の一画を公益信託として賃貸して利用する場合など」とあると分かりやすい。

92	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．４＞	「・ 任意的記載事項……法令に基づき、又は法令に違反しない範囲で任意に定めることができる事項であり、記載がなければ不認可となるものではないが、信託行為の定めを踏まえ、公益信託認可基準の判断が行われる。」 ⇒「・ 任意的記載事項……任意に定める事項。記載がなければ不認可となるものではないが、記載によって信託事務が明確になる。任意的記載事項を含め信託行為全体の記載事項や添付書類の内容を踏まえて、認可基準を満たしているかが判断される。」 ぐらいでしょうか。
93	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．５＞	「ことから、制約の度合いに応じて、受託者の裁量を規律するガバナンスは簡素化することが可能となる。」 ⇒追加提案。「ただし、特に信託財産の規模が小さく軽量である場合には、過度に詳細な記載や過剰なガバナンスを求めることは、委託者と受託者との信頼に基づき法人形態に比し軽装備でありえる公益信託の特性を失わせることにつながることに留意する必要がある。」 信託の本旨を見失ってはならない点の注記を、特に小規模であり個々の社会的影響が大きい場合について、言及しておくことは、行政庁での過度の規制を制限するために必要。
94	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．５＞	「【信託行為の様式について】」 ⇒こういう注記はとても良いと考えます。ありがとうございます。「公益信託の普及に向けては、信託契約の様式について、委託者や受託者が容易に内容を理解し、作成できるような工夫が行われることが望まれる。」という点、民間での努力が重要と思います。

95	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．６＞	「※「任意的記載事項」は想定されるもの」 ⇒追加提案。「信託行為にこれ以外のことを書きこむことも、もちろん禁止されていない。委託者の思いを書いた前文をいれたり、特に受託者に注意してほしいことを書くことなど、自由に作成することができる。ただし、委託者が亡くなったあとに長期にわたって存続する可能性がある場合などは特に、社会変化の可能性をも見据えた内容であることが望ましい。」
96	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．７＞	⇒追加案「新信託管理人の選定方法については任意的記載事項として記載が望ましい（⇒〇〇ページへ）」
97	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．７＞	注９が空白
98	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．８＞	「(イ)の方法で選定される者を最劣後の者とするとも考えられる。」「(ア)の方式が望ましい。」 ⇒突然（イ）と出ており、どの（イ）なのかわからない。（ア）も同様。（１）、（２）か？
99	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．８＞	「帰属権利者の決定が受託者等の裁量に委ねられる場合は、受託者の経理的基礎及び技術的能力や信託管理人の関与の有無等、当該裁量を行行使するために必要なガバナンスが求められる。」 ⇒軽量型などを含めるとこのような抽象的記載は妥当委ではない。公益信託事務を一般的に遂行できるような能力があれば、当然に可能であって、特段このための「ガバナンス」を求める必要はない。削除が適当。なお、注１３にも同様の記載があるが、基本的には公益信託でも同様の規定で足りる。公益信託を短期・時限のものとする思い込みがあるのではないか。自然遺産の信託など、法人よりも安定性が

			高く、charitable trust は死なない、というのが当然の前提であるし、日本でも目的信託の期限制限は公益信託では存在していない。情勢に合わせて柔軟に残余財産の行き先を、一定の法規制のもとで決めることで立法趣旨は果たされる。
100	【岡本参与】	＜第 4 章 P. 9＞	「委託者の氏名や権限等について透明性を確保することが求められる。」 ⇒委託者の権限をほぼ（あるいは基本的な部分で）放棄した信託行為の場合には、委託者の匿名性を可能にすべきであると考ええる。少なくとも、一律に公開を前提とするのではなく、委託者の意思、受託者及び信託管理人の同意、信託行為への記載、委託者権限の重要な部分における放棄などを条件として匿名性を認める道を残すべきである。
101	【岡本参与】	＜第 4 章 P. 9＞	「14 公益信託において、自己信託は認められていない。また、信託管理人の選解任など委託者の権限を受託者が持つことは適切ではない。」 ⇒これは、「適切ではない」ということではなく、法的に可能な場合と不可能な場合があるはず。関連個所の参照をすべき。
102	【岡本参与】	＜第 4 章 P. 11＞	「○ これに対し、信託法第 258 条に規定する受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）15 においては、受益者の権利を行使すべき者がおらず、受託者に対する監督が十分に行われないおそれがあるため、委託者によって受託者の監督 16 が行われるようにしている 17。○ 公益信託も受益者の定めのない信託であり」

			⇒この目的信託の記載は必要なのか。混乱を招く可能性が高い。書くのであれば、公益信託は信託法上のいわゆる目的信託の規定が適用されない、ということもここにも記載しておくべきである。
103	【岡本参与】	<第4章P. 11>	「21 受託者が、委託者の指示等の合理性を判断し、場合によってはそれに反して事務を処理することができる」と判断できない場合には、行政庁は、受託者に技術的能力がないと判断し得る。その際には、合議制機関や信託管理人の関与など枠組み全体で判断する。」 ⇒「受託者に技術的能力がないと判断し」ても認可されるのは、おかしい。他の関与を含めて、全体の体制のなかで必要な受託者の技術的能力がある、と判断されるべきである。
104	【岡本参与】	<第4章P. 12>	「【委託者の権限について】」 ⇒これは、私益信託についての説明で、ここに書く必要は全くない。公益信託において認められている権限のみを記載するべきである。「ウ 財産出捐者としての地位 信託の終了時の法定帰属権利者（182条2項）」など明らかに適用除外になっているものを含めるのは、混乱を招く。（信託法の教科書作っているわけでもないし） なお、11 頁に「委託者が受託者に対して信託目的の達成のために、いろいろな助言をすることはあり得るし、信託行為に助言の役割を書き込むことも、違法ではない。財産拠出者としてその使い方に意見があることも多いだろう。」という表現を入れておいた方がいい。そのうえで、助言は受託者を拘束することができる権限ではない、という本文記載の文意を伝えることは重要である。先の文がないと、何のために書かれているか理解が難しい。

105	【岡本参与】	＜第4章P.13＞	「その他、読替信託法に基づく各種行為規範（同法第31条（利益相反行為の制限）、同法第149条（信託の変更・関係当事者の合意等） など）となっている。」 ⇒「各種行為規範となっている。」というのは、文としておかしい。各種行為規範が定められている、ぐらいでしょう。
106	【岡本参与】	＜第4章P.13＞	「また、公益信託の目的は類似の目的の範囲内であれば信託行為の変更により変更することは可能（公益信託法第12条第2項）だが、委託者が公益信託の目的の変更を望まない場合に、これを禁止する定めを置くことも可能となる。」 ⇒この場合でも、裁判所がシプレ原則によって、信託目的の変更を行うことが可能（読み替え信託法第150条）。
107	【岡本参与】	＜第4章P.13＞	この事例については、すでに、項番31、第2章14頁部分へのコメントで問題点について触れた。なお、ガイドライン案の場所の入れ替え等があるので、このコメントも前半は古い版によっていることに注意されたい。
108	【岡本参与】	＜第4章P.13＞	「4 公益信託法第4条第2項において、公益信託の信託行為には、「公益事務を行うことのみを目的とする」旨を定めなければならないとされているが、公益信託の目的として、信託行為に「公益事務を行うことのみを目的とする」と定めても、どのような事業を行い、どのような公益の実現を目指すかが明らかではないため、受託者や信託管理人の行為規範として機能しない。」 ⇒改行がおかしい。

109	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．１４＞	「都道府県をまたがる地域（例えば、関西、名古屋圏）を定めることも可能である。」 ⇒「もちろん、海外の地域やあらゆる場所とすることも可能である。」
110	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．１５＞	「付随的な公益事務」や「１割以上」等の記載については、すでに２章資料についてのコメントで触れた。
111	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．１５＞	「（２）、（４）及び力については」 ⇒力？
112	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．１５、１６、１７＞	「（２） 第三者からの寄附の受け入れ」⇒「（２）追加信託と寄附」等明確に寄附と信託を分けるべき。１７頁の記載で、かなり明確に記載されているが、寄附と追加信託との違いを、（同一委託者からの信託財産の追加、共同委託者の追加、新しい委託者からの信託財産の追加）と、寄附財産の受入れとは明確に区別して他のところでも注意すべき。 例えば、委託者が公益信託として最低限の財産を委託して公益信託を開始し、後に大きな財産（遺産等）を信託する信託契約や、委託者の権利を制限したうえで多くの人々を委託者として公募するような場合等、多様かつ重要な意味を持つ形が考えられる。
113	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．１６＞	「追加信託を予定している場合には、追加信託可能な財産の種類等について定める。」 ⇒「財産の種類等」まで定める必要は全くない。追加信託で信託事務遂行上の新しい規制が必要な場合には、変更認可を求めれば済むこと。

114	【岡本参与】	＜第4章P.17＞	「信託財産の種類ごとに信託財産に応じた分別管理の方法（第3章第1節第2（2）ア参照）を定める必要がある。」 ⇒これは、信託行為の記載事項についての説明と思われるが、信託行為にここまで定める必要はない。分別するということを信託行為でうたい、具体的には財産種別に沿って規定や申し合せを作る方法もあるだろう。
115	【岡本参与】	＜第4章P.17＞	「信託法第34条第1項ただし書に基づき、分別管理の方法について、信託行為に別段の定めをするときは、当該規定は「必要的記載事項」として取り扱う」 ⇒このような条件的な記載事項は、相対的記載事項として整理されていたのではないか。概念がぶれていないか。
116	【岡本参与】	＜第4章P.17＞	「スク性資産を【●●%】未満組入れて運用する。」 ⇒校正ミス？
117	【岡本参与】	＜第4章P.19＞	「○ 公益事務のみを目的とする公益信託においては、社会通念上「運用」とされる行為（例えば、賃貸不動産の取得・運営、企業・個人への資金の貸出等29）であっても、いわゆる「公益事務」に該当しない「収益事業」となるような行為は、「運用」として行うことはできない。」 ⇒この点については、別途論点事項等として意見を提出済み。付随性・小規模性の論点とも関連。

118	【岡本参与】	＜第4章P.19＞	「運用先への関与 運用先の事業が「不動産賃貸業」や「リース業」等の「収益事業」に該当する場合、公益信託の受託者が当該事業の遂行について指図、同意、承諾等の関与を行わないこと。」 ⇒この説明は非常に重要。一般の不動産「仲介」業者に依頼するのではなく、不動産信託を管理型信託会社でなく運用型の信託会社に対する自益信託を設定することが可能になっていると解釈できる。念のため。
119	【岡本参与】	＜第4章P.20＞	「なお、信託行為に定めない場合、受託者自らが議決権行使の内容を判断するものとして、「技術的能力」の審査を行うものとする。」 ⇒どういう審査なのか、内容が不明。株式保有を通じて、例えば信託目的である環境保護のための議決権行使をする場合もあるだろうし、収益性を求めて株主価値最大化のために議決権行使をする場合もあるだろう。また地域の企業の非上場株式の場合、地域の発展のための安定株主としての視点もあるだろう。これら多様な視点もあるなか、どのように「技術的能力」を問うのか？ そもそも「技術」と言うのは拡大解釈ではないか。
120	【岡本参与】	＜第4章P.22＞	「公益信託認可の申請においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等に記載することとしており、その説明に応じた高度の注意義務が求められる。」 ⇒「高度の」は、「善良な管理者の注意義務」を「自己の財産におけるのと同じの注意」と比較する際に用いられる修飾語であって、「説明に応じた高度の」という説明は法的に妥当ではない。小さな公益信託の場合は、専門性が高くない市井の人々が受託者を担うことも想定されており、そのような人々に

			としての「善良な管理者の注意義務」が求められるであろうが、それ以上ではない。法的用語を使って受託者を過度にけん制するべきではない。
121	【岡本参与】	＜第４章P. 22＞ 【受託者の忠実義務】	「忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止（31 条）及び競合行為の原則禁止（32 条）として規定されている。」 ➡「原則」に意味がある叙述だが、せめて「信託行為に許容する定めがある場合を除き」などの記載を入れるべきである。
122	【岡本参与】	＜第４章P. 23＞	「実績に係る書類のうち、計算書類、財産目録及び信託概況報告については、信託管理人の同意が必要とされている（同条）。受託者の固有業務と公益信託事務が一体的に実施されるような場合は、受託者の業務執行の決定に準じた手続（理事会の決定、監事の監査、（会計監査人の監査等）、（評議員会等の承認））を要することが基本であると考えられる。その他、公益事務の業務執行の手続等に準じて記載することが想定される。」 ➡ここまで「基本」にする必要はない。受託者の法人は、評議員会や総会の開催回数を増やさざるを得なくなったり、監事は監事の役割と同一ではないにせよ、信託管理人による監督の上にかぶせて二重に監査的役割を行うことになる。これでは、公益信託は公益法人よりも重いガバナンス負担を負うことになる。本来はそういうことをしないで済むことが公益信託の軽装備性であるのに、これではかえって重装備になる。もちろん、そのようなチェック体制をとることは受託者法人の裁量の範囲であるので、すべきであるとする法人はすればよいが、義務付けるような記載を基本とするべきではない。
123	【岡本参	＜第４章P. 25＞	「○ 以上を踏まえ、信託管理人の具体的職務として、以下のような規定を定めることが考えられる。」

	与】		⇒以下の記載は、とても詳細でここまで関与することを規範とする必要はない。また、例示するのであれば、少なくとも信託法上のデフォルトの義務（信託行為によって緩和可能なものも区別）と追加での提案とを分けるべきである。「考えられる」が強制にならないことが必要だし、モデルとしても詳細すぎる。小さな公益信託についての想像力が欠如しているのではないか。実際には、現場の業務の実行体制こそが最も重要であり、それを監督したりチェックしたりする仕組みは現場の実行体制の統制の必要性に基づいて決まってくる。管理体制だけ重装備にしてそれだけ信託報酬や管理費が必要になるがそれは事業費をぎりぎりに削っていくことに繋がる。 なお、ここまで詳細な関与を信託管理人に求めることは、信託管理人の監督者としての立ち位置を弱め、事業の共同実施者・共同責任者に近づける。これが信託法の趣旨ということもできない。
124	【岡本参与】	<第4章P.26>	「○ なお、「信託管理人は法令に定められた職務を行う」といった規定のみを定めることも可能であるが、その場合は、信託管理人のガバナンスは法令に基づく最小限のものと取り扱った上で、受託者の能力等により判断されることになる。」 ⇒何が判断されるのか不明。脅かしのような記載。受託者の義務も最低限の範囲で果たせることが必要であり法的義務であって、それ以上必要であると書いて申請を困難にすることはやめていただきたい。特に小規模、軽量型などについての、配慮が全くない。 信託管理人は監督的立場から、受託者は事務遂行の主体としての立場から、信託管理人と受託者とが互いに補い合って信託事務が実施できるように、基本的な法的義務を分かりやすく確認することが必要で

			あって、それ以上は規模が大きく管理体制の充実が必要な場合にはそれに応じて組織や規定を作ることが必要であることを書けばいい。規模別の発想がないことの弊害は大きい。
125	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．２７＞	「どのような事象が発生したときに信託の目的が達成（達成不能）となるかを具体的に定めることが望ましい。」 ⇒こういうことを具体的に定めることは信託法第 163 条以上には非常に困難である。ほとんどの公益事務が関与する社会問題は容易には解決せず目的の達成は困難であって、一般的には資源がなくなって活動出来なくなることが達成不能の原因である。決して書く方が望ましいという水準では書けない。もちろん、時限的な目的、例えば〇〇オリンピックの選手を支援するというようなことであれば、イベント終了によって終わるけれども、そういう公益信託は例外的であって一般に「望ましい」という水準では書けない。
126	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．２７＞	「○ 職務を分掌する場合（信託法第 80 条第 3 項）には、適切な公営信託事務が安定的かつ継続的に処理されるよう各受託者が分掌する公益信託事務の内容、一の受託者が分掌に係る職務を適正に行わない場合（一の受託者が欠けた場合を含む。）の対応、分掌の範囲に疑義がある場合の対応等について規定する。」 ⇒ここまで詳細に書くことを義務付ける必要はない。一般的職務分掌規程があればよいのではないか。
127	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．２９＞	「委託者は、受託者の能力を信頼して信託を行うものであり、公益信託事務の委託を行うことが想定される場合には、委託者の理解を得て信託行為において明らかにすることが重要である。」

			➡「委託」については、特定の場合に限る条件付けが規則で定められている。一般的な記載としてこの叙述は間違っている。 また、そもそも規則での三つの除外事項を除けば非常に限定的な事項しか委託について信託行為に記載する必要はない。 下の解釈で、例えば「公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するもの」を、「「単純な事務を処理する行為」、「弁護士・会計士等が専門家として提供する行為」のように、受託者から委託を受けた業務が、公益信託の目的、受託者が行う業務の内容等に照らして、公益信託事務処理の手段である行為を補助するに過ぎないものである」としているが、例示を含めて、あまりにも限定的である。通常の読み方からすれば、公益信託事務の処理に関して（補助的でない）主要な機能を有するものについては、信託行為で定めることが求められるということである。 例えば、信託銀行が受託者として資金運用は行うが、事業の大部分を他の非営利組織に委託する、というような場合が想定される。また、逆に信託事務の中で信託財産である不動産や株式の運用について、現場で公益事業を行う非営利組織受託者が、運用会社にまとめて委託する、というような場合もあり得るだろう。共同受託者となってもよいような事務分担が委託によってなされている場合には、信託行為に記載することを基本とする、という水準であれば妥当である。あまりに説明にしても例示にしても、ほとんど通常の公益信託の運営からすれば例外的なことが些末な水準であって、不適切なレベルで信託行為をいたずらに詳細にさせ受託者が身動きが取れなくなるような記載になっている。もう一度、本研究会の議事録を確認されたい。
--	--	--	---

128	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．２９＞	「○ 上記①～③の事務を委託する場合であっても、公益信託の適正な運営を確保する観点から、公益事務の委託（軽微なものを除く。）に関して「信託管理人に対して委託する公益信託事務、委託先、委託条件等の重要な事実を開示した上で信託管理人が承認した公益信託事務を第三者に委託できる。」というような規定を置くことが望ましい。」 ⇒規則で信託行為に書く必要がないとされていることに対してまで、信託管理人の関与を求める必要はない。そこまで細かい水準で信託管理人の承認を求めることは信託管理人の役割を逸脱させる。
129	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．３０＞	「○ 受託者が、様々な外部有識者等の助言を得て公益信託事務の処理が行うことは、」 ⇒を 校正ミス
130	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．３０＞	ガバナンス、専門性を補うための合議制機関であっても、事業展開の中での重要性は多様であって、一律にこれらの目的があるから「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」となるわけではない。例えば、公益信託事務の一つとして新しい事業を検討するために有識者・経験者に依頼して検討委員会を作った場合、あるいは評価事業を行う公益信託事務において、５年に一度の評価基準の改定のためにアドバイザーグループを組織した場合、それが「公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なもの」となるわけではない。信託銀行が受託者として運用を担い、助成金の配分を運営委員会を設置して実施していたという過去の運用にけん引されているにすぎず、事業運営における多様なしかも機動的な合議制機関の在り方についての状況を踏まえていない。事業開始前の信託行為においてすべて簡単に書けるようなものではない。ましてやその人数や待遇までは書くことはできないしその必要もない。

131	【岡本参与】	＜第4章P.30－31＞	「ガバナンスの確保の観点から合議制機関を置く場合は、（１）重要な意思決定について合議制機関に承認等の権限を付与し、（２）統制を受ける受託者が恣意的に決定できない仕組みとする観点から、委員の選任や報酬等について信託管理人の同意を必要とすること等を信託行為に明記する必要がある39。」 ➡もし、合議制機関をガバナンスを担う法人における理事会的役割として考えるのであれば、「委員の選任や報酬等について信託管理人の同意を必要とする」のは妥当か？ 受託者が理事的存在を選任し、その合議によって運営することについては何ら問題はない。信託管理人は、一人で評議員会の役割を担う必要はない。監事的役割を与えれば、理事の人選に監事がかかわるのは妥当ではないだろう。 つまり、公益信託のガバナンスには多様な形があり得るのであって、特定の型を押し付けて「明記する必要がある」とすることは行き過ぎである。 法人でも最初の理事の選任は設立者が依頼して理事を選任することが普通であって、設立後にも評議員会は現状でも学校法人のように諮問機関的役割をする場合もあり、必ずしも理事会での自己再生産的手法が否定されているわけでもない。 公益法人でも、評議員会自体が自己再生産的専任方法であることが一般的である（役員選考委員会を作るなどどんどん合議制機関を増やしていく傾向があるが、いたずらに機関を増やすことは責任の曖昧化を招く弊害もある）。
-----	--------	--------------	---

			独任制のガバナンス体制をとってもそのパフォーマンスに対してきちんと責任を取らせる監督があればよいのであって、その役割を信託管理人が果たすという体制も選択肢として十分にあり得るだろう。 行政官の趣味で特定のガバナンス体制を押し付けるべきではないし、さらに細かい規定を作らせそれを行政庁が審査することを「必要とする」のは妥当ではない。 なお、もちろんお仲間へのお手盛り報酬のようなことは許されるべきではなく、信託管理人も中に入ればチェックは効かない。毎年の決算書類において不適切な報酬が支払われていることが明らかになった時点で、介入すればよい。事後規制による介入を行うべきで、事前規制で自由度を過剰に縛るのは妥当ではない。
132	【岡本参与】	<第4章P. 31>	「合議制機関がガバナンス確保の役割を担う場合、合議制機関の意思決定が委託者、受託者又は信託管理人の親族に支配されることは適切ではないことから、それらの親族等の数が合議制機関の委員の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする必要がある。」 ➡公益信託はファミリーファンド的に家産の公益的目的への持続的使用を可能にする仕組みとしての意義があるかもしれない。世界的にはファミリーファンドの意義が大きいことにも注意すべきである。もちろん、親族への利益還流や相続税逃れのような利用は禁止されている（特別の利益）ことを前提として、公益信託では受託者が委託者の親族であっても設定可能な立法者の意思を踏まえた規制にすべきである。なお、合議制機関がガバナンス上法人における理事会のような機関である場合には、租特法の承認特例との関係で3分の1ルールの適用を勧案する必要があることは現行規制がある以上、やむを得な

			い。この点も、ガイドラインに記載し、公益信託法上の規制としては可能だが、租税法上の優遇を受けるためには必要であるという二段階での記述にすべきである。
133	【岡本参与】	＜第4章P. 31＞	利益相反については、細かい内容は不要で、一般的に受託者の固有業務との関係で、利益相反行為が行われる可能性がある点を信託行為に記載しておけばよい。そのうえで、信託法第31条第2項第4号の方法によって、その妥当性を判断すればよい。事業展開上多様な文脈があり得るのであって、具体的な細かい記載を信託行為に求める必要はない。「具体的な内容が決まっていない場合に、「信託管理人に取引内容、取引条件、取引理由等の重要な事実を開示したうえで信託管理人が承認した取引（行為）」と定めることも可能である。」でよい点を強調すべき。多くの場合はこのような場合だろう。なお、会計的に、量的基準について規制も、絶対値基準と割合基準を併用すれば簡易な基準として妥当性がある。 以前の提出意見書で、利益相反については触れているので参照されたい。一般的な利益相反行為の制限は重要であるし、分別管理の原則も非常に重要であることを前提にしても、例えば、受託者法人の定款上の目的と同一の信託目的でありかつ委託者の意向による特段の運営上の制限などが無い場合には、利益相反を問うことの意義はほとんどなくなるのではないか。もちろん、法人の役員報酬が過剰であったり、逆に信託報酬が過剰であったりする等それぞれのガバナンス上の問題があれば、そちらで対処する必要はあるが、それは本来的には別規制の問題。法人の個別の事業目的との同一性や、部分性があるときにはより厳密な区別が必要とされるが、同一事業部分についての合同事業会計が作られそのうえで分別が行われる方が妥当かもしれない。

134	【岡本参与】	＜第４章Ｐ．３８＞	「当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書（同項第３号）に、前年（又は前年度）の年収並びに主な資産及び負債の額（その種類を含む。）を明らかにするものとする。」 ⇒すでに何度も触れているが、「当面破産しない程度の債務超過になっていませんか」という質問へのチェックをさせるという水準でよい。
135	【岡本参与】	＜第５章Ｐ．２２＞	「【ア「役務の提供」の要件】 （ア）当該「役務の提供」が、公益信託事務の実施に不可欠であること」 ⇒役務の提供が「不可欠であること」という表現は強すぎる。「提供された「役務」が公益信託事務の遂行上有益なものとして位置付けられていること」などの表現が望ましい。「不可欠」ということは、その提供がなければ、公益信託事務が成立しないような水準を想定させるが、公益信託事務の質の向上に役立つという場合に該当するかが不明確である。
136	【岡本参与】	＜第５章Ｐ．２３＞	「（ア）受託者が「役務の提供」を行った者の住所・氏名・」 ⇒住所まで必要か。氏名及び連絡先が特定されていれば良いのではないか。
137	【岡本参与】	＜第５章Ｐ．２４＞	「３ 公益事務割合の確認及び行政庁による監督」 ⇒前回も書いたが、小規模の場合と大規模の場合で 70%の意義は大きく異なる。小規模の公益信託においては 70%制限は厳しく、大規模ではその制限をクリアすることは容易である。このことに留意して、監督上の措置は具体的な状況に合わせて適切に行使される必要がある、という点を注記すべきである。

			なお、財務三基準の計算においても、軽量型に対する簡易計算方法を開発するなどの配慮が欲しいところである。
138	【岡本参与】	＜第5章P.34＞	「これは、一の信託事務年度開始前から終了後までの公益信託のガバナンスとして、受託者が （１） 毎信託事務年度開始前に、公益信託における公益事務の計画を、その裏付けとなる予算（資金調達・設備投資を含む。）とともに策定して信託管理人の承認を得る （２） （１）で策定した事業計画書を踏まえて公益事務を実施し、信託管理人等は事業計画等により事業の進捗状況を確認する（確認を受けた上で、受託者は必要に応じて事業計画書及び収支予算書を修正する）」 ⇒インデントなどがおかしく、文章的にも途中で切れていないか確認。
139	【岡本参与】	＜第5章P.37＞	「なお、法人の経営判断により公益目的事業の柔軟な展開が想定される公益法人と異なり、受託者が、信託行為に従って公益事務を実施する公益信託においては、」 ⇒これは、一般的には言えない。委託者の意向は多様であり、信託行為の内容によって異なる。こういう一律の性格付けは、信託の自由度になじまない。ただし、同一内容である場合の記載の簡素化は、妥当。
140	【岡本参与】	＜第5章P.38＞	「2 信託事務年度終了後に作成・備置きする書類（公益信託法第20条第2項）」 「※2…（４）の書類の内容がHPで公表されている場合は、そのHPアドレスを記載した書類を提出することで代替することができる。」

			➡（４）の書類以外でも、同様の措置が可能な場合には適用する。
141	【岡本参与】	<第５章>	会計に関しても、軽量型の場合の緩和措置をまとめて作成していただきたい。規模が小さい場合、会計処理の事務経費割合が大きくなることが予想される。その点での配慮が必要である。